平成３１年（2019年）度
東京都 中小企業制度融資 案内

「東京都中小企業制度融資」とは

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- **創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。**
- **融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。**

■ 主な新規・拡充内容

中小企業が直面する重要課題に対応します！	
働き方改革支援融資の新設	○テレワークや時差 Biz など働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる融資メニューを新設します。 ○信用保証料の２分の１を東京都が補助し、テレワークに取り組む場合は３分の２を補助します。
事業承継融資の拡充	○Ｍ＆Ａにより事業承継に取り組む中小企業に対し、融資限度額 2,500 万円、融資期間 3 年以内の一括返済が可能な特例メニューを新設します。
設備投資・企業立地促進融資の拡充	○設備投資の融資期間の上限を 15 年に拡大します。 ○設備資金に付随する運転資金も新たに活用いただけます。
経営基盤の強化を支援します！	
小口短期融資の新設	○日常の運転資金ニーズに対応した融資期間 1 年以内の一括返済かつ継続利用も可能な融資メニューを新設します。
経営支援融資の拡充	○新たに東京信用保証協会が開催する「経営サポート会議」と連携し、中小企業の経営改善を後押しします。

■ ご利用いただける方

原則として、次の１から４までを全て満たす方が対象となります。

1　東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業者**又は**組合**であること。
（保証対象とならない業種：農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人等）

▶ **中小企業者** とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。　（中小企業信用保険法第２条第１項による。）

	製造業等（※2）	**卸　売　業**	**小 売 業**（※4）	**サービス業**（※5）	**医療法人等**（※6）
(1) **資本金**（※1）	３億円以下	１億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下	条件なし
(2) **従業員数**	300 人以下（※3）	100 人以下	50 人以下	100 人以下	300 人以下

このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は５人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。

※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業

※3 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は 900 人以下（特定非営利活動法人は除く。）

※4 飲食業を含む。

※5 旅館業は 200 人以下（特定非営利活動法人は除く。）

※6 医業を主たる事業とする法人（医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人）

2　許認可等が必要な業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。

3　事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。

4　現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　都庁第一本庁舎 19 階北側　TEL 03-5320-4877

都制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

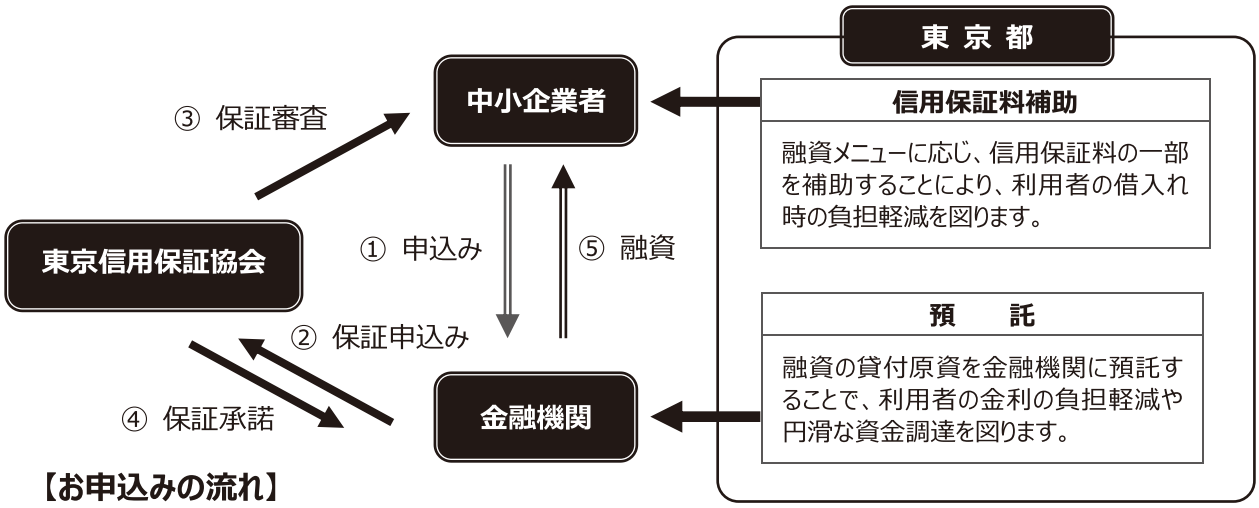

【お申込みの流れ】

①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申し込みください。
東京信用保証協会（以下、「保証協会」といいます。）への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みとあわせて行います。

③④ 保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。

⑤ 保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。

※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

▶ 信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に検討し、保証の諾否を決定します。東京都中小企業制度融資（以下、「都制度融資」といいます。）をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

▶ 取扱指定金融機関

都制度融資を取り扱うことのできる金融機関として、以下の 83 金融機関が指定されています。

取扱指定金融機関（83 金融機関･50 音順）

（平成 31 年 4 月 1 日現在 ）

原則として、次の金融機関の都内本支店でのお取扱いとなります。

普通銀行	足利、阿波、伊予、SBJ、北日本、きらぼし、きらやか、群馬、京葉、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、大光、第四、千葉、千葉興業、筑波、東京スター、東邦、東和、徳島、栃木、八十二、東日本、百十四、北越、北陸、みずほ、三井住友、三井住友信託、三菱 UFJ、武蔵野、山口、山梨中央、横浜、りそな
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用金庫	青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、湘南、城南、城北、昭和、巣鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜
信用組合	あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業
漁協･農協系統金融機関	東京都信用漁業協同組合連合会、東京都信用農業協同組合連合会

※ 下線のある金融機関は、都制度融資において変動金利を取り扱いません。
※ 融資メニュー「政策特別」は、別に定める金融機関のみのお取扱いとなります。

融資利率

○ 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。

1 責任共有制度対象 ： 信用リスクの 80%を信用保証協会が、20%を金融機関が負担
2 責任共有制度対象外： 信用リスクの全てを信用保証協会が負担

上記のどちらが適用されるかについては、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

○ 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）

1 責任共有制度の対象となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利（※）
	3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超 15 年以内	
小規模企業、組合向け	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	2.7%以内	—	短プラ＋0.9%以内
創業	1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内		短プラ＋0.7%以内
経営セーフ、経営一般、事業承継、経営支援	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	2.4%以内	—
設備投資・企業立地促進、働き方改革支援、海外展開支援、チャレンジ	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	2.4%以内	短プラ＋0.4%以内

2 責任共有制度の対象外となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利（※）
	3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超 15 年以内	
小口、小口短期、小規模企業、組合向け	1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	—	短プラ＋0.7%以内
創業	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内		短プラ＋0.2%以内
危機対応、経営セーフ、経営一般事業承継、経営支援	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	—
設備投資・企業立地促進、働き方改革支援、海外展開支援、チャレンジ	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	短プラ＋0.2%以内

3 金融機関所定利率

融資メニュー	事業一般、極度枠設定、政策特別、企業再生、特別借換

● 融資利率の優遇措置

以下については、融資利率の優遇措置があります。

- 「小口」の支援特例、又は「創業」の創業支援特例を利用する場合 … **0.4%優遇**
- 「チャレンジ」において、経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップ、又は商工団体等による事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援を受けた場合 … **0.2%優遇**
  「事業承継」の事業承継支援特例を利用する場合
- 「組合向け」の官公需適格特例を利用する場合 … **0.1%優遇**

責任共有制度とは

従来、制度融資をご利用いただく際には、保証協会が原則として信用リスクの全てを負担していましたが、平成 19 年 10 月 1 日から、保証協会と金融機関が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、下記を除き、金融機関が信用リスクの 20%相当を負担することになりました。

＜ 責任共有制度対象外となる保証 ＞

- 経営安定関連（セーフティネット）保証（1 から 4 号及び 6 号）
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 求償権を消滅させることを目的とした保証
- 事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（※）
- 経営力強化保証（※）
- 創業関連保証
- 創業等関連保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証

（※）責任共有制度の対象外となる既往の保証協会の保証付融資をその金額の範囲内で借り換える場合に限ります。

申込書類

申込書類は以下のとおりです。

1　共通書類

【法人の方】

(1) 信用保証委託申込書…… 1部
(2) 信用保証委託契約書…… 1部
(3) 個人情報の取扱いに関する同意書…… 2部
(4) 印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）…… 1部
(5) 商業登記簿謄本…… 1部
(6) 確定申告書（決算書）の写し（原則直近２期分）…… 2部
(7) 納税証明書（法人税＜その 1＞又は事業税）…… 1部
(8) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…… 1部
(9) 創業計画書（創業融資を利用する場合及び業歴１年未満の場合）…… 1部

【個人の方】

(1) 信用保証委託申込書…… 1部
(2) 信用保証委託契約書…… 1部
(3) 個人情報の取扱いに関する同意書…… 2部
(4) 印鑑証明書（申込人のもの）…… 1部
(5) 所得税の確定申告書の写し（原則直近２期分）…… 2部
(6) 納税証明書（法人税＜その 1＞又は事業税）…… 1部
(7) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…… 1部
(8) 創業計画書（創業融資を利用する場合及び業歴１年未満の場合）…… 1部

2　融資メニューにより必要となる書類

上記のほかにも、融資メニューにより必要となる書類がある場合があります。詳細は、各メニューの融資条件の「必要書類」をご覧ください。

信用保証料

○ 信用保証料とは、信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。

○ 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。都制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が信用保証料の一部を保証協会に対して補助することを通じて、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分(残高を含む合計額)		**信用保証料率**(年率)
500 万円以下		0.27% ～ 1.19%
1,000 万円以下		0.33% ～ 1.33%
1,000 万円超	有担保	0.35% ～ 1.39%
	無担保	0.45% ～ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分(残高を含む合計額)		**信用保証料率**(年率)
500 万円以下		0.30% ～ 1.38%
1,000 万円以下		0.37% ～ 1.54%
1,000 万円超	有担保	0.40% ～ 1.62%
	無担保	0.50% ～ 1.72%

※ セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は 0.34%～0.80%、「企業再生（法的整理型）」を利用する場合は保証協会の定めるところによります。

※会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出された場合は、信用保証料率が 0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

保証人及び物的担保

【保証人】

○ 法人の場合 … 代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。

○ 個人の場合 … 連帯保証人は原則として不要です。

○ 組合の場合 … 原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、利用者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、保証協会が認める場合、法人代表者の保証を不要とすることができます。

(1) 申込金融機関が、そのプロパー融資（信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資）について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく 2 期連続赤字でもない等の要件を充足している場合

(2) 法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

【物的担保】

○ 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

※ 詳細については、融資ごとに定めます。

用語説明

▶ 組合

中小企業信用保険法（以下、「信用保険法」といいます。）第２条第１項に定める中小企業者のうち同項第３号、第４号及び第７号から第 11 号までに定める組合をいいます。

※　対象となる組合の例：中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合　等

▶ 固定金利

融資実行時の融資利率が完済まで適用される金利です（条件変更時を除く。）。なお、固定金利は毎年 4 月と 10 月に指標となる金利水準等を勘案して見直しを行います。

▶ 変動金利

融資実行後の融資利率が、借入期間中の短期プライムレート（短プラ）の水準に合わせて変動する金利です。なお、短期プライムレートとは、最も信用度が高い企業に貸し出す際に適用する短期(1 年以内)の最優遇金利のことです。各金融機関によって異なる場合がありますので、ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ 金融機関所定利率

金融機関が融資案件ごとに定める利率です。ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ セーフティネット保証

信用保険法第２条第５項の１号から８号に基づき、主務大臣が指定する事由（下記参照）に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用される場合、以下の別枠保証が受けられます。

- 無担保 8,000 万円（無担保無保証人 2,000 万円を含む。）
- 有担保２億円

【セーフティネット保証の対象となる事由】

１号　大型倒産の発生により影響を受けている。
２号　取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。
３号　特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。
４号　特定地域の災害等により影響を受けている。
５号　全国的に業況が悪化している業種に属している。
６号　金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
７号　金融機関の合理化（支店の削減等）に伴い借入が減少している。
８号　整理回収機構（ＲＣＣ）又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが、再生可能である。

その他注意事項

- 以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、都制度融資をご利用いただけません。
  (1) 信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって信用保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、信用保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
  (2) 原則として、信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
  (3) 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
  (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再建」の申込みができる場合もあります。
  (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
  (6) 信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
  (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- 保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めることとしています。
- この案内は、都制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- 融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関又は 50 ページの相談窓口までお問い合わせください。

平成31年（2019年）度 東京都中小企業制度融資一覧（1/2）

融資メニュー			掲載ページ	資金の特徴	融資
様々な事業運営に活用	小規模企業向け融資	小口	12	小口資金を調達	従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービ め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が
		小口支援特例	13		次のいずれかに該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォ
		短期つなぎ特例			都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定
		小口短期	14		従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービ め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が
		小規模企業	15	事業資金を調達	従業員数が製造業等30人以下（卸・小売・サービ
	一般事業資金融資	事業一般	16	事業資金を調達	一般的な事業資金を調達する中小企業者又は組合
		受注対応特例			確定した受注があり、その受注に対応するための
		ビジネスチャンス・ナビ2020連携特例	17		(A)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録して
					(B)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録し、
		短期つなぎ特例	18		都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定
		極度枠設定	19	限度額内で繰り返し資金調達	同一事業を２年以上営み、経常利益を計上し債務 事業者
		組合向け	20	組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達	事業協同組合等
		官公需適格特例			官公需適格組合としての証明を受けた組合
新たな事業展開に活用	創業融資	創　業	21	新規の創業資金、 創業後の事業資金を調達	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)現在事業を営んでいない個人で、創業しようと (2)創業した日から５年未満である中小企業者等 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立
		創業支援特例	22		区市町村の認定特定創業支援等事業による支援、
	産業力強化融資	設備投資	23	機械・設備の導入・更新・増強	事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器 AI・ロボットを活用した設備の導入、IT機器の購 を含む。）、又は建物の改修、建替等（耐震化、バ
		企業立地促進	24	工場・事務所の新増設	都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行
		働き方改革支援	25	テレワークや時差Biz等の働き方改革に対応	次のいずれかの東京都の事業を活用し、働き方改 (1)「ワークスタイル変革コンサルティング」の (2)「業界団体連携によるテレワーク導入促進事 (3)「テレワーク機器導入事業」の助成 (4)「サテライトオフィス利用事業」の助成 (5)「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認 (6)「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録 (7)「時差Biz」に参加
		海外展開支援	27	販路拡大等の海外展開に対応	日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、東京 展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者
		チャレンジ	28	新製品の開発、事業の多角化、事業継続計画（BCP）の策定・実施 等	(1)から(3)のいずれかを行う中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施す (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を (3)平成31年（2019年）度において東京都が重点
		政策特別（金融機関提案）	32	融資とあわせ経営や販売のアドバイス等経営支援を実施	新たな事業展開や経営改善などの前向きな取組を 度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細

平成 31 年 4 月 1 日現在

対 象	融資限度額 （ ）内は組合	融資期間 運転資金	融資期間 設備資金	融資利率（年率）※	信用保証料補助
ス業は 5 人以下）の事業者等であって、この融資を含 2,000 万円以下のもの【国の全国統一保証制度】	**2,000** 万円	7 年以内	10 年以内	1.9%以内～2.5%以内	全事業者 1/2
か月以上複数回受け、証明を受けたもの ローアップを受けたもの		（据置 6 か月以内を含む）		上記より 0.4%優遇	
（元金）返済を 1 年以上継続しているもの	**300** 万円	2 年以内	—	1.9%以内	
ス業は 5 人以下）の事業者等であって、この融資を含 2,000 万円以下のもの【国の全国統一保証制度】	**2,000** 万円	1 年以内	—		
ス業は 10 人以下）の中小企業者	**8,000** 万円	7 年以内	10 年以内	2.1%以内～2.7%以内 [＊]1.9%以内～2.5%以内	—
	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	7 年以内	10 年以内	金融機関所定	—
資金を必要とする中小企業者又は組合	**1** 億円（2 億円）	2 年以内	—		
いること	**2,000** 万円	10 年以内			
かつ掲載された入札・調達案件を受注したこと	**2 億 8,000** 万円 （4 億 8,000 万円）	5 年以内	—		
（元金）返済を 1 年以上継続していること	**500** 万円	2 年以内	—		
超過でない法人、又は課税される所得金額がある個人	**1** 億円（2 億円）	2 年以内	—		
	（**2** 億円） [転貸 1 組合員 3,500 万円]	7 年以内	10 年以内	2.1%以内～2.7%以内 [＊]1.9%以内～2.5%以内	
		（据置 6 か月以内を含む）		上記より 0.1%優遇	
する具体的な計画を有している された日から 5 年未満の会社	**3,500** 万円 （(1)は、自己資金に 2,000 万円を加えた額の範囲内）	7 年以内	10 年以内	1.9%以内～2.5%以内 [＊]1.5%以内～2.0%以内	全事業者 1/2
商工団体等による創業支援を受けたもの		（据置 1 年以内を含む）		上記より 0.4%優遇	
具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（ICT・IoT・入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策リアフリー化を含む。）を行う中小企業者	**2 億 8,000** 万円	15 年以内 （据置 2 年以内を含む）		1.7%以内～2.4%以内 [＊]1.5%以内～2.2%以内	全事業者 2/3
う中小企業者					全事業者 1/2
革に取り組んでいる中小企業者等 支援 業」の支援	**2 億 8,000** 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （据置 1 年以内を含む）		1.7%以内～2.2%以内 [＊]1.5%以内～2.0%以内	全事業者 1/2 ※ただし、テレワークの取組は 2/3
都中小企業振興公社の支援、自らの取組により、海外	**2 億 8,000** 万円	10 年以内 （据置 2 年以内を含む）			小規模企業者 1/2
る事業を行う 行う 的に支援を行う事業等に取り組む	**1** 億円 （2 億円）	10 年以内 （据置 2 年以内を含む）		1.7%以内～2.2%以内 [＊]1.5%以内～2.0%以内 （経営革新計画又は BCP に係る支援を受けた場合 上記より 0.2% 優遇）	—
行う中小企業者又は組合（取扱金融機関ごとに融資限は東京都のホームページをご覧ください。）	**2 億 8,000** 万円 （4 億 8,000 万円）	金融機関所定		金融機関所定	全事業者 0.2%相当分

※ ①表中の［＊］は、責任共有制度対象外となる場合の金利を示します。
②融資メニューには、変動金利を選択できるものがあります（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）。

平成31年（2019年）度 東京都中小企業制度融資一覧（2/2）

融資メニュー			掲載ページ	資金の特徴	融資
経営の安定化に活用	経営支援融資	危機対応	34	大規模な経済危機や災害等に対応	次のいずれかに該当するもの (1)東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受け
		経営セーフ	35	売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応	セーフティネット保証（売上の減少、取引先の倒中小企業者等について保証限度額を別枠で設定）
		経営一般	36		次の(1)から(8)のいずれかに該当する中小企業者 (1)最近3か月の売上が前年同期比5％以上減少 (2)最近3か月の売上が平成20年8月以前の直近 (3)売上原価の20%以上を占める原油等仕入価格 (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以 (5)倒産等企業に事業上の債権を有している (6)災害により事業活動に影響を受けている (7)東京都知事が指定するもの(アスベスト対策) (8)東京都知事が指定するもの(2020関連)
		事業承継	38	事業承継前後における経営の安定化や事業の多角化に対応	(融資対象1) 次のいずれかに該当する中小企業 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、 (2)事業承継をした日から5年未満で、事業計画 (3)すでに事業承継をし、経営承継円滑化法に係 (4)これから事業承継をし、経営承継円滑化法に
					(融資対象2) 次のいずれかに該当するもの (1)すでに事業承継をした会社である中小企業者 (2)これから事業承継をする事業を営んでいない
		事業承継支援特例	41		融資対象1又は融資対象2(1)に該当し、地域持続会、町田商工会議所からの支援及び東京都中小企ていること
		経営者保証特例	42		次の(1)及び(2)を満たす中小企業者 (1)事業承継（融資対象1）の要件を満たすこと (2)直前の決算において一定の財務要件を満た
		M&Aつなぎ特例	43		M＆Aにより事業承継に取り組む中小企業者
		経営支援	44	商工団体等と連携して中小企業の経営改善をサポート	(融資対象1) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を挟の報告を行う中小企業者又は組合【国の全国
					(融資対象2) 東京信用保証協会、東京都内の商工会議所・商点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、
					(融資対象3) 事業再生計画実施関連保証に定める要件（経営サ業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関該当する中小企業者又は組合　（【国の全国統一
	企業再生支援融資	企業再生	47	事業を再建	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)【法的整理型】民事再生手続又は会社更生手その計画を完遂していない (2)【私的整理型】中小企業再生支援協議会など
		特別借換	49	月々の返済負担を軽減	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えること者等

このほか、災害により損失を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧資金融資などを実施しています。

平成 31 年 4 月 1 日現在

対 象	融資限度額 ( )内は組合	融資期間 運転資金	融資期間 設備資金	融資利率（年率）※	信用保証料補助
等の認定等を受けた中小企業者又は組合 た中小企業者又は組合	**2 億 8,000 万円** （4 億 8, 000 万円）	10 年以内 （据置 2 年以内を含む）		1.5%以内～2.0%以内	全事業者 1/2
産、災害などにより、経営の安定に支障を生じている に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者等 又は組合 又は減少見込 同期比 5%以上減少又は減少見込 が 20%以上上昇の一方で価格転嫁できていない 上減少	**1 億円** （2 億円）			1.7%以内～2.2%以内 [＊]1.5%以内～2.0%以内	小規模企業者 1/2 ※ただし、経営一般(8)は全事業者 1/2
者 計画の実行に取り組む を策定し経営安定化等に取り組む る認定を受けた 係る認定を受けた	**2 億 8,000 万円**	（融資対象 1） 10 年以内 （据置 2 年以内を含む）		1.7%以内～2.4%以内 [＊]1.5%以内～2.2%以内	全事業者 1/2
の代表者個人で、経営承継円滑化法に係る認定を受けた 個人で、経営承継円滑化法に係る認定を受けた		（融資対象 2） 15 年以内 （据置 2 年以内を含む）			
化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合 業振興公社による事業承継支援を受け、その証明を受け				上記より 0.2%優遇	
すこと		7 年以内 （据置 1 年以内を含む）	10 年以内	1.7%以内～2.2%以内	
	2,500 万円	3 年以内		1.7%以内 [＊]1.5%以内	
受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進 統一保証制度】	**2 億 8,000 万円** （4 億 8, 000 万円）	5 年以内 ［借換の場合 10 年以内］ （据置 1 年以内を含む）	7 年以内	1.7%以内～2.2%以内 [＊]1.5%以内～2.0%以内	小規模企業者 1/2
工会、東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠 その証明を受けている中小企業者又は組合		10 年以内 （据置 2 年以内を含む）			
ポート会議による検討に基づき作成又は決定された事 に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等）に 保証制度】）		15 年以内 （据置 1 年以内を含む）		1.7%以内～2.4%以内 [＊]1.5%以内～2.2%以内	
続を申し立て、計画認可後 3 年を経過しておらず、かつ 公的機関の支援等を受け、事業再生に取り組む	**2 億円**	10 年以内 （据置 1 年以内を含む）		金融機関所定	小規模企業者 1/2
で、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10 年以内 （据置 6 か月以内を含む）	—		

※ ①表中の［＊］は、責任共有制度対象外となる場合の金利を示します。
②融資メニューには、変動金利を選択できるものがあります（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）。

特徴　小口資金を調達したい方に

小口 [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

1ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

（１）信用保険法第２条第３項に定める小規模企業者として、次のアからカまでのいずれかに該当すること。

ア　常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）

イ　常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方

ウ　事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者である方

エ　特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方

オ　特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方

カ　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）

（２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	2,000万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）	
融資期間	運転資金　７年以内（据置期間６か月以内を含む。） 設備資金　10年以内（据置期間６か月以内を含む。） なお、本融資の対象であり、かつ経営支援融資（経営一般）における「東京都知事が指定するもの（2020関連）」に該当している場合は、据置期間2年以内とする。	
融資利率（年率）	**固定金利**	３年以内　1.9%以内 ３年超５年以内　2.1%以内 ５年超７年以内　2.3%以内 ７年超　2.5%以内
	変動金利	「短プラ＋0.7%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は６か月以内）。ただし、融資期間が６か月以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が１年以内の場合は手形貸付、６か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。	
信用保証料補助	信用保証料の２分の１	
必要書類	４ページの申込書類の「1　共通書類」	

小口（小口支援特例）

▶ 特例措置 ～「小口」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方	「小口」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方 （１）商工会議所・商工会の経営指導を直近１年以内に６か月以上複数回受け、その証明を受けている （２）経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けている
必 要 書 類	・4 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・上記（１）の場合、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書 （証明書の有効期間は発行日から 30 日です。受領後は速やかにお申込みください。） ・上記（２）の場合、確認申請書

＜ 融資の流れ ＞

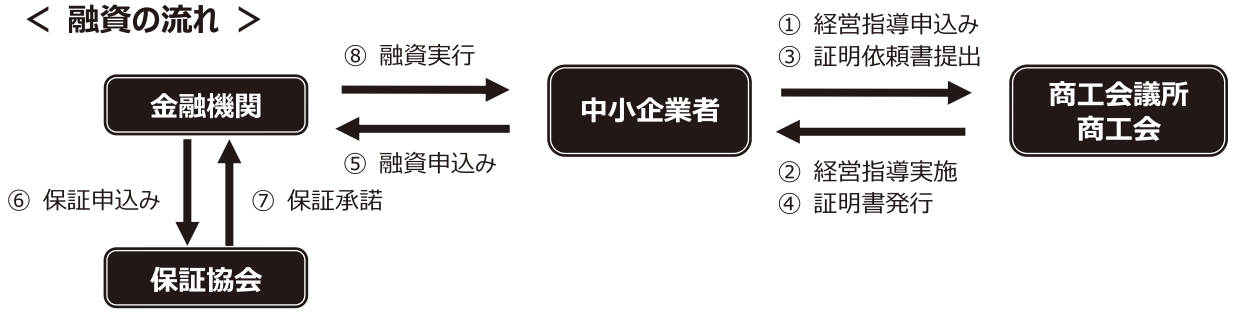

小口（短期つなぎ特例）

▶ 特例措置 ～ 小口の融資を原則 3 営業日以内で保証協会が保証審査

ご利用いただける方

「小口」をご利用いただける方で、次の（１）及び（２）を満たす方
（１）都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
（２）上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	300 万円
融資期間	２年以内
融資利率（年率）	**固定金利**　1.9%以内　**変動金利**「短プラ＋0.7%」以内
返済方法	均等分割返済（据置期間なし）
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
信用保証料補助	信用保証料の２分の１
必要書類	４ページの申込書類の「1 共通書類」

特徴 元金の分割返済負担のない短期小口資金を調達したい小規模企業の方に

小口短期 [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

（１）信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者として、次のアからカまでのいずれかに該当すること。

ア 常時使用する従業員の数が 20 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者である方

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下の方

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下の方

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）

（２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	2,000 万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）
融資期間	1 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	**固定金利** 1.9%以内 **変動金利** 「短プラ＋0.7%」以内
返済方法	原則として一括返済
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」
その他	上記の「ご利用いただける方」を満たしている場合には、新規申込み手続きにより更新することが可能。

特徴　事業資金を調達したい小規模企業の方に

小規模企業

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、従業員数が 30 人（「卸売業」、「小売業」又は「ソフトウェア業・情報処理サービス業を除くサービス業」を主たる事業とする事業者については 10 人）以下の方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	8,000 万円		
融資期間	運転資金　7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金　10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　2.1%以内 3 年超 5 年以内　2.3%以内 5 年超 7 年以内　2.5%以内 7 年超　2.7%以内
		変動金利	「短プラ＋0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.9%以内 3 年超 5 年以内　2.1%以内 5 年超 7 年以内　2.3%以内 7 年超　2.5%以内
		変動金利	「短プラ＋0.7%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
必要書類	4 ページの申込書類の「1　共通書類」		

特徴　事業資金を調達したい方に

事業一般

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	運転資金　 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金　10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
必要書類	4 ページの申込書類の「1　共通書類」

事業一般（受注対応特例）

▶ 特例措置 ～ 将来的な売上金の入金に応じて返済方法を柔軟に設定

ご利用いただける方

取引先から商品・サービス等の発注を受け、2 年以内に売上金が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内（据置期間 2 年以内を含む。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は 2 年以内。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）又は一括返済とする。ただし、対応する受注による売上金の入金に応じた返済方法を設定することができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
必要書類	4 ページの申込書類の「1　共通書類」 対応する受注の内容が確認できる資料の写し

事業一般（ビジネスチャンス・ナビ 2020 連携特例）

▶ **特例措置 ～ ビジネスチャンス・ナビ 2020 を有効にご活用いただくため、「事業・ナビＡ」と「事業・ナビＢ」の 2 種類をご用意**

○事業・ナビＡ

ご利用いただける方	
ビジネスチャンス・ナビ 2020 にユーザー登録している中小企業者又は組合	
融 資 条 件	
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000 万円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は 1 年以内。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
必要書類	・4 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 へユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等）
その他	融資限度額には、保証協会の「ナビ連携Ａ」の既往融資残高を含めます。

○事業・ナビＢ

ご利用いただける方	
ビジネスチャンス・ナビ 2020 にユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビ 2020 に掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	
融 資 条 件	
資金使途	受注した工事代金等を引き当てとした運転資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	工事代金等が入金されるまでの期間（5 年以内）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	原則として一括返済。ただし、工事代金等が分割して入金される場合は、入金に応じた返済方法を設定することができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
必要書類	・4 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 へユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等） ・工事代金等の引き当てが確認できる資料
その他	・一括返済かつ融資期間が 2 年を超える融資については、融資が完済となるまで、取扱指定金融機関は、本融資利用者が新たな決算期を終える毎に決算書等財務諸表一式を保証協会に提出することが必要です。 ・融資限度額には、保証協会の「ナビ連携Ｂ」の既往融資残高を含めます。

事業一般（短期つなぎ特例）

▶ **特例措置 ～ 小口の融資を原則 3 営業日以内で保証審査**

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合

（１）都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。

（２）上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	500 万円
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済（据置期間なし）
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」

特徴　限度額内で繰り返し資金を調達したい方に

極度枠設定

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合

（１）引き続き 2 年以上（売上発生から 2 年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。

（２）次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア　法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの

イ　個人事業者の場合は、直近 2 期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	極度額 1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
融資形式	手形貸付（極度貸付）
必要書類	4 ページの申込書類の「1　共通書類」

特徴　組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達したい方に

組合向け

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす組合

融 資 条 件

資金使途	（1）組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金。ただし、保証協会の保証付融資の場合には、代表理事が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とします。 （2）組合の事業資金		
融資限度額	2 億円（転貸資金の場合、1 組合員につき 3,500 万円）		
融資期間	運転資金　7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金　10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　2.1%以内 3 年超 5 年以内　2.3%以内 5 年超 7 年以内　2.5%以内 7 年超　2.7%以内
		変動金利	「短プラ＋0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.9%以内 3 年超 5 年以内　2.1%以内 5 年超 7 年以内　2.3%以内 7 年超　2.5%以内
		変動金利	「短プラ＋0.7%」以内
	官公需適格特例：「官公需適格組合」としての証明を受けた方は、上記の金利から 0.1%優遇します。		
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	（1）保証協会の保証を付ける場合　：証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。 （2）保証協会の保証を付けない場合：金融機関所定の融資形式		
保証人	（1）転貸資金の場合　：代表理事及び転貸先の代表者（個人の場合には事業主） （2）転貸資金以外の場合：原則として代表理事		
物的担保	（1）保証協会の保証を付ける場合　：5 ページに定めるとおり。ただし、転貸資金は 1 組合員 1,000 万円以下の場合、原則として無担保 （2）保証協会の保証を付けない場合：必要に応じ物的担保を要します。		
その他	受付機関は、取扱指定金融機関（商工組合中央金庫、東京都中小企業団体中央会）のみ		
必要書類	取扱指定金融機関の定める書類 「官公需適格特例」の場合は、上記のほか、官公需適格組合証明書の写し		

特徴 新規の創業資金、創業後の事業資金を調達したい方に

創　業

ご利用いただける方

【融資対象１】〔創業前〕 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、1 ページの「ご利用いただける方」の 2 から 4 の条件を全て満たす方

【融資対象２】〔創業後〕 1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、創業した日から 5 年未満である中小企業者及び組合（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から 5 年未満の方を含む。）

【融資対象３】〔分社化〕 1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、東京都内で分社化（※1）しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額（※2）	3,500 万円（融資対象 1 は自己資金(※3)に 2,000 万円を加えた額の範囲内）		
融資期間	運転資金　7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金　10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　1.9%以内 3 年超 5 年以内　2.1%以内 5 年超 7 年以内　2.3%以内 7 年超　2.5%以内
		変動金利	「短プラ＋0.7%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超　2.0%以内
		変動金利	「短プラ＋0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
その他	「創業関連保証（2,000 万円）」及び「創業等関連保証（1,500 万円）」を併用する場合には 2 口に分けての申込みとなります。		

※1　中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

※2　（１）融資限度額の取扱い
融資対象 1 及び 3 は、「創業関連保証（2,000 万円）」及び「創業等関連保証（1,500 万円）」の範囲内とします。
（２）認定特定創業支援等事業に係る「創業関連保証」の特例

融資対象１については、創業６か月前から利用できるものとします。

※3 自己資金＝（１）－（２）

（１）創業しようとする者が事業に充てるために用意した次のアからカまでの合計額
ア 残高の確認できる預貯金
イ 客観的に評価が可能な有価証券に保証協会の定める評価率を乗じたもの
ウ 敷金、入居保証金
エ 資本金・出資金に充てる資金
オ 融資申込み前に導入した事業設備（不動産を除く。）
カ 客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）

（２）次のア及びイの合計額
ア 残存返済期間が２年以上ある住宅ローン、設備資金等長期返済を前提とする借入金の年間返済予定額の２年分
イ その他の借入金全額

必 要 書 類	
共 通	・４ ページの申込書類の「1 共通書類」。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要 ・創業計画書 ・認定特定創業支援等事業に係る「創業関連保証」の特例を利用する場合は、区市町村長の証明書の写し
融資対象１	次の（１）から（７）に該当する自己資金を有する場合は、上記のほか、その金額等を確認できる次の書類の写し（ただし、（４）の証明書及び書面については原本） （１） 預金については、預金通帳又は預入日及び満期日が表示された証書等預金残高の推移が確認できるもの （２） 有価証券については、取引通知書、計算書又は投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの （３） 敷金及び入居保証金については、賃貸借契約書及び預り証等の差入金額等の確認ができるもの （４） 資本金又は出資金については、株式払込金保管証明書、出資払込金保管証明書又はその会社を代表すべき者が作成した発行価格の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、「取引明細等払込取扱機関が作成した書面」又は「払込取扱機関における口座の預金通帳の写し」を添付したもの （５） 融資申込み前に導入した事業用設備については、領収書等支出した金額が確認できるもの （６） 上記以外の自己資金で金額を確認できる客観的な証明書類 （７） 借入金については、返済予定表又は借入残高が確認できるもの及び借入の始期、終期が確認できるもの

創業（創業支援特例）

▶ 特例措置 ～「創業」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方

「創業」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

（１）産業競争力強化法第２条第 24 項第１号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。

（２）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援（※）を受け、その証明を受けていること。

必 要 書 類

「創業」の必要書類のほか、創業支援に関する証明書

※ 直近１年以内に４回以上、１か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。

特徴　機械や設備の更新・増強を行いたい方に

設備投資・企業立地促進〔設備投資〕

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入、IT 機器の購入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策を含む。）を行う方、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う方

融 資 条 件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　1.7%以内 3 年超 5 年以内　1.8%以内 5 年超 7 年以内　2.0%以内 7 年超 10 年以内　2.2%以内 10 年超　2.4%以内
		変動金利	「短プラ＋0.4％」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超 10 年以内　2.0%以内 10 年超　2.2%以内
		変動金利	「短プラ＋0.2％」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、設備投資計画書		

特徴　工場・事務所の新増設を行いたい方に

設備投資・企業立地促進〔企業立地促進〕

ご利用いただける方

１ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、引き続き１年以上（売上発生から１年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う方

融 資 条 件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　1.7%以内 3 年超 5 年以内　1.8%以内 5 年超 7 年以内　2.0%以内 7 年超 10 年以内　2.2%以内 10 年超　2.4%以内
		変動金利	「短プラ＋0.４％」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超 10 年以内　2.0%以内 10 年超　2.2%以内
		変動金利	「短プラ＋0.２％」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）		
融資形式	証書貸付		
物的担保	原則として物的担保を要します。		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	４ページの申込書類の「1　共通書類」のほか、設備投資計画書		

特徴　働き方の改革に取り組む方に

働き方改革支援

ご利用いただける方

１ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）から（７）までのいずれかに該当する方

（１）東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。

（２）東京都の「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。

（３）東京都の「テレワーク機器導入事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。

（４）東京都の「サテライトオフィス利用事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。

（５）東京都の「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業」の承認を受け、働き方改革に取り組んでいる。

（６）東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる。

（７）東京都の「時差 Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内　1.7%以内 3 年超 5 年以内　1.8%以内 5 年超 7 年以内　2.0%以内 7 年超　2.2%以内
		変動金利	「短プラ＋0.４％」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超　2.0%以内
		変動金利	「短プラ＋0.２％」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の２分の１。ただし、テレワークの取組の場合は信用保証料の３分の２を補助します。		

必要書類等	４ページの申込書類の「１ 共通書類」のほか、「働き方改革支援」申込書及び下の書類等 ・ ご利用いただける方（１）の場合、支援終了後に発行される「ワークスタイル変革コンサルティング結果報告書」の写し ・ ご利用いただける方（２）の場合、支援終了後に発行される「テレワーク導入コンサルティング結果報告書」の写し ・ ご利用いただける方（３）及び（４）の場合、「支給決定通知書」の写し ・ ご利用いただける方（５）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要（「承認決定通知書」の写し又は「働き方改革宣言書」の写しでも可） ・ ご利用いただける方（６）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要（「登録決定通知書」の写しでも可） ・ ご利用いただける方（７）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要

特徴　海外販路の開拓など、海外への事業展開を行いたい方に

海外展開支援

ご利用いただける方

1ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行する方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2億8,000万円		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3年以内　1.7%以内 3年超5年以内　1.8%以内 5年超7年以内　2.0%以内 7年超　2.2%以内
		変動金利	「短プラ＋0.4％」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3年以内　1.5%以内 3年超5年以内　1.6%以内 5年超7年以内　1.8%以内 7年超　2.0%以内
		変動金利	「短プラ＋0.2％」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	・4ページの申込書類の「1 共通書類」 ・海外展開事業計画書 ・海外展開に係る独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社の支援を受けた場合、海外展開支援内容証明申請書		

産業力強化融資

特徴 新製品の開発、事業の多角化・転換を行いたい方に

チャレンジ

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合のうち、次のいずれかの事業を行う方（各事業の詳細は【別表】）

1 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
2 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
3 平成 31 年（2019 年）度において東京都が重点的支援を行う事業等

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1 億円 （組合 2 億円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	**固定金利**	3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内 5 年超 7 年以内 2.0%以内 7 年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ＋0.４％」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	**固定金利**	3 年以内 1.5%以内 3 年超 5 年以内 1.6%以内 5 年超 7 年以内 1.8%以内 7 年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ＋0.２％」以内
	経営革新計画（【別表】1 （１）ア）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた方、又は事業継続計画（BCP）の策定・実施（【別表】3 （３））に係る商工会議所・商工会、東京都中小企業団体中央会又は公益財団法人東京都中小企業振興公社による支援を受け、その証明を受けた方は、上記の金利から 0.2%優遇します。		
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		

<table>
<tr><td rowspan="4">必要書類</td><td colspan="2">・４ページの申込書類の「１ 共通書類」
・「チャレンジ」事業計画書
・融資対象であることが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「特許・意匠権の出願申請及び特許公報」、「認証保育所認証書」、「認定・認証・登録書」、「助成金の申請書及び交付決定」等）。ただし、次の確認資料は、様式に定める「確認申請書」
【別表１（１）ア 】 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた方
・「公社助成金つなぎ」の場合、「公社助成金つなぎ」申請書</td></tr>
<tr><td>事業多角化・転換
別表３（２）の場合</td><td>・４ページの申込書類の「１ 共通書類」
・事業多角化・事業転換計画書</td></tr>
<tr><td>事業継続計画
別表３（３）の場合</td><td>・４ページの申込書類の「１ 共通書類」
・チャレンジ（事業継続計画（BCP））申込書
・事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る商工会議所・商工会、東京都中小企業団体中央会又は公益財団法人東京都中小企業振興公社の支援を受けた場合、事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る支援内容証明申請書</td></tr>
<tr><td>耐震補強
別表３（４）の場合</td><td>・４ページの申込書類の「１ 共通書類」
・工事見積書
・確認申請書（チャレンジ・耐震補強）</td></tr>
</table>

【 別表 】「チャレンジ」を利用できる事業一覧

1 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業	（1）法に基づくもの	ア「中小企業等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）（注１）
		イ「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号）
		ウ「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成 18 年法律第 33 号）
	（2）東京都の認定等に基づくもの	ア「東京都認証保育所事業実施要綱」の認証を受けた保育事業
		イ 事業可能性評価事業（ただし、継続支援の期間中のものに限る。）
		ウ 東京都障害者雇用優良企業登録事業
		エ 障害者雇用促進支援事業
		オ 東京における地区物流効率化認定制度
		カ 伝統工芸品産業振興事業
		キ 中小企業活力向上プロジェクトの「成長アシストコース」及び中小企業活力向上プロジェクトネクストの「アシストコース」による支援を受けた企業（ただし、事業計画書を策定し、修了の証明を受けているものに限る。）
		ク「中小企業世界発信プロジェクト」マーケットサポート支援事業
		ケ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業
		コ 世界発信コンペティションにおいて表彰を受けた企業（ただし、表彰後 3 年以内のものに限る。）
		サ 中小企業新サービス創出事業（ただし、継続支援の期間中のものに限る。）
		シ 生産性向上支援事業
2 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業（注２）	（1） 中小企業経営・技術活性化支援事業	
	（2） 商店街チャレンジ戦略支援事業	
	（3） 研究開発等の支援のためにその他公的機関の助成金の交付決定を受けた事業（注３）	
	（4） 中小企業における危機管理対策促進事業	
	（5） 受注型中小企業競争力強化支援事業	
	（6） 商店街空き店舗活用事業	
3 平成 31 年度において東京都が重点的支援を行う事業等	（1） 東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合制度の認定を受けた事業者が、環境配慮に資する設備等の導入を図るもの	
	（2） 事業の多角化・転換を行うもので、適当と認められた事業（注４）	
	（3） 事業継続計画（BCP）の策定・実施を行うもの	
	（4） 宿泊業活性化対策事業にて交付を受けた補助金又は東京都宿泊施設耐震診断補助金により耐震診断を受けた中小企業者等であって、診断結果に基づき耐震補強工事を図る方（注５）	
	（5） 上記に準じるその他の取組で適当と認められたもの	ア 環境、福祉、防災、防犯、安全を目的とした設備導入・設備改善等
		イ 新技術・新製品・新サービスの開発や事業化

（注１）「経営革新計画」に関するお問合せ先
東京都産業労働局商工部経営支援課
電話：03（5320）4795

（注２）「公社助成金つなぎ」の融資条件は以下のとおり

融資条件	
資金使途	運転資金
融資限度額	助成金交付決定額の２／３以内 （助成金の中間払を受けているものは、助成金交付決定額から中間払金を差し引いた残額の３分の２以内とする。ただし、中間検査等以降に助成交付決定額の変更がある場合は、変更後の助成交付決定額の３分の２以内とする。）
融資期間	７か月以内（複数年度事業は 13 か月以内） （助成金交付決定を経て、事業遂行状況報告及び公益財団法人東京都中小企業振興公社による中間検査を終了し、助成事業の完了予定日の３か月前から完了予定日の属する月の４か月後の月末までとする。ただし、複数年度事業については、融資期間を中間検査終了後（３月末）から助成事業の完了予定日の属する月の４か月後の月末までとする。）
融資利率（年率）	1.7%以内 （責任共有制度の対象外となる場合、1.5%以内）
返済方法	期日一括返済（当該助成金交付予定日に一括返済とし、融資した金融機関が当該助成金を代理受領し返済に充てるものとする。）
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要
物的担保	不要
その他	受付機関は、取扱指定金融機関のみ
申込書類	４ページの申込書類の「１　共通書類」のほか、「公社助成つなぎ」申込書

（注３）研究開発等の支援のために国、地方公共団体、その関連団体が交付する助成金（補助金）の交付決定を受けた事業

（注４）事業多角化又は事業転換を行うもの
- 事業多角化の場合、事業多角化前に１年以上業歴があるもの
- 事業転換の場合、事業転換前に１年以上業歴があり、事業転換の完了後１年未満のもの

なお、保証協会の保証対象外の事業を行っていた者が事業転換をした場合、本制度（「チャレンジ」）の融資対象にはならない。

（注５）申込者と耐震補強工事対象物件の所有者が異なる場合は対象外

特徴　融資と併せ経営や販売のアドバイス等の経営支援を実施

政策特別（金融機関提案）

金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用し、新たな事業展開や経営改善など中小企業者のみなさまの前向きな取組を支援する融資です。

融資と併せて経営や販売のアドバイス等の経営支援を実施します。

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	取扱金融機関所定の融資限度額。ただし、2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）の範囲内
融資期間	取扱金融機関ごとに定めます。
融資利率（年率）	
返済方法	
融資形式	
信用保証料補助	信用保証料率 0.2%相当分
必要書類	取扱金融機関ごとに定めます。

融資の詳細、お申込み方法等につきましては、各取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

○ 西武信用金庫 【 経営基盤強化 】

対象企業	新たな事業展開や経営改善を目指す中小企業者又は組合
資金使途	専門家派遣により抽出された経営課題の解決に必要な運転・設備資金
特　　徴	中小企業者等のニーズに合った経営・法律・財務などの専門家を無料派遣します。 海外展開や経営基盤強化などの課題解決に必要な資金を低利で融資します。

○ 西京信用金庫 【 防災対策 】

対象企業	事業所の耐震化等の防災対策に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	耐震診断や耐震改修工事等の防災対策の実施に必要な資金
特　　徴	耐震診断のあっせん・施工業者の紹介など、防災対策に関する相談をワンストップで受付します。 金融機関の独自融資の併用により、多額・長期の資金需要にも対応します。

○ みずほ銀行 【 経営基盤強化 】

対象企業	従業員の健康管理強化及び健康増進に取り組む中小企業者
資金使途	健康管理強化や健康増進に関する取組等に必要な資金
特　　徴	次の 1 又は 2 のいずれかに該当する企業に対し、経営課題の抽出及び外部専門機関とともに経営課題を解決するための取組を支援します。 1　全国健康保険協会東京支部、健康保険組合連合会東京連合会又は国民健康保険組合東京協議会から健康企業宣言に関する宣言の証の交付を受けた企業 2　全国土木建築国民健康保険組合から健康事業所宣言証明書の交付を受けた企業

○ 三井住友銀行 【 経営基盤強化 】

対象企業	融資事務の効率化・デジタル化を図り、新たな事業展開や経営改善を目指す中小企業者又は組合
資金使途	事業実施に必要な運転資金及び設備資金
特　　徴	電子契約サービス活用による融資事務の効率化や、デジタル化による効率化を支援します。 電子契約サービス支援、EB サポート、業務あっせん、各種情報提供など、ニーズに基づく支援を提供します。

○ 三井住友銀行 【 経営基盤強化 】

対象企業	取扱金融機関による支援を受けＳＤＧｓ経営計画を策定し、新たな事業機会の創出や企業イメージの向上などに取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金及び設備資金
特　　徴	ＳＤＧｓに関する豊富な知見を有する(株)日本総合研究所と連携し、ＳＤＧｓ経営計画の策定及び実行に向けて、経営相談や各種情報提供、業務あっせんなど、ニーズに基づく経営支援を実施します。

特徴 **東日本大震災や大規模な経済危機や災害等の被害を受けた方に**

危機対応

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次のいずれかに該当する方

（１）東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条に係る認定等）を受けた方

（２）危機関連保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）を受けた方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率（年率）	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超　2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第 128 条に係る認定等）又は区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）
その他	ご利用いただける方の（１）の場合は、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに貸付実行することが必要です。 ご利用いただける方の（２）の場合は、危機指定期間内に貸付実行することが必要です。

＜ 融資の流れ ＞

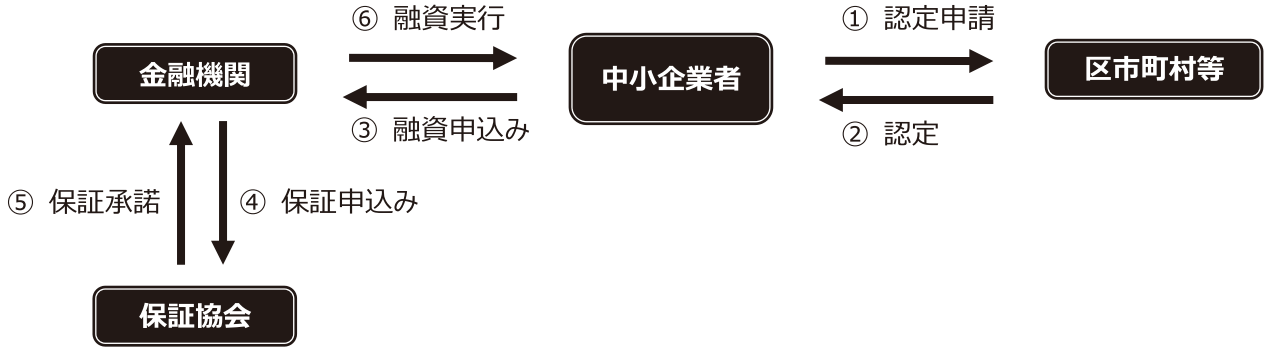

特徴 売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営セーフ

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、セーフティネット保証(※)に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までの認定）を受けた方

※ セーフティネット保証の内容については、6 ページをご覧ください。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1。		
必要書類	2 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 5 項に係る認定）		
その他	申込受付期間は、認定書の有効期間内とします。		

＜ 融資の流れ ＞

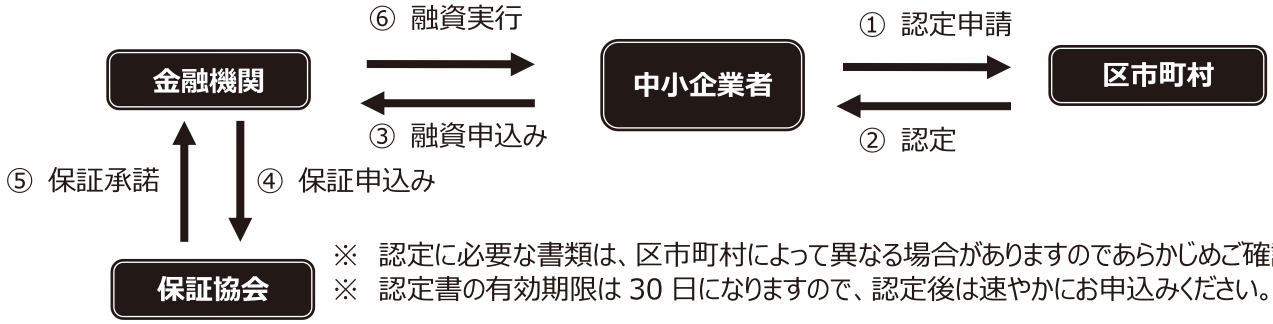

※ 認定に必要な書類は、区市町村によって異なる場合がありますのであらかじめご確認ください。
※ 認定書の有効期限は 30 日になりますので、認定後は速やかにお申込みください。

特徴　売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営一般

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する方

（１）「最近３か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後３か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。(※1)

（２）「最近３か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後３か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が平成 20 年 8 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。

（３）原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」といいます。）に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」といいます。）の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近 3 か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

（４）金融機関からの総借入金が前年同期比 10%以上減少している。

（５）倒産等企業(※2)に事業上の債権を有している。

（６）災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていることが必要

（７）東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じている方であって（アスベスト対策）、別に定める要件に該当している。

（８）東京都知事が指定するものであって、別に定める案件に該当している。（2020 関連）

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1 億円（組合 2 億円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1。ただし、融資対象（８）に該当する場合は、全事業者に対し、信用保証料の 2 分の 1 を補助します。		

その他	ご利用いただける方（５）の場合、申込受付期間は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から１年以内とします。

必 要 書 類

- ４ページの申込書類の「1 共通書類」
- 「経営一般」該当届
- 融資対象であることが確認できる書類の写し

※1 「最近３か月間の売上実績」、「今後３か月間の売上見込み」の考え方

（例）申込月が４月の場合

- 実績の基準月（申込月の前々月）は２月
  売上実績は、２月を含む１～３月又は 12～２月の２通りとなります。
- 見込みの基準月（申込月の翌月）は５月
  売上見込みは、５月を含む４～６月又は５～７月の２通りとなります。

※2 倒産等企業の届出

（１）倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から 1 年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとします。

（２）倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとします。

特徴 事業承継に必要な資金を調達したい方に

事業承継（融資対象 1）

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方

（１）事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方

（２）事業を承継した日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方

（３）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る認定を受けた方

（４）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る認定を受けた方

融 資 条 件

資金使途	・ご利用いただける方（１）から（３）の場合、運転資金・設備資金 ・ご利用いただける方（４）の場合、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金。ただし、以下の（イ）は会社の株式等に限ります。 （ア）事業用資産等の取得資金 （イ）株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有することとなる場合に限ります。）		
融資限度額	2 億 8,000 万円		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・2 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ご利用いただける方（１）の場合、事業承継計画書 ・ご利用いただける方（２）の場合、事業計画書 ・ご利用いただける方（３）及び（４）の場合、都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）		

事業承継（融資対象 2）

ご利用いただける方

次の(1)又は(２)のいずれかを満たす方

（１）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の会社要件及び代表者要件を満たすこと。

（会社要件）

１ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（代表者要件）

次のアからウまでを全て満たすこと。

ア　東京都内に住居を有すること。

イ　租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ　現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（２）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る認定を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の他の中小企業者の要件及び個人要件を満たすこと。

（他の中小企業者の要件）

１ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（代表者要件）

次のアからウまでを全て満たすこと。

ア　東京都内に住居を有すること。

イ　租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ　現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融 資 条 件

資金使途	融資対象（１） 次のいずれかに該当すること ア　株式等取得資金　　イ　事業用資産等取得資金 ウ　事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 エ　遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 オ　会社の事業活動の継続に特に必要な資金 融資対象（２） 次のいずれかに該当すること ア　事業用資産等取得資金 イ　株式等取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の１００分の５０を超える議決権の数を有することとなる場合及び会社の株式等に限る。）	
融資限度額	２億 8,000 万円	
融資期間	15 年以内（据置期間２年以内を含む。）	
	責任共有制度の対象となる場合	３年以内　　1.7%以内 ３年超５年以内　　1.8%以内

		5 年超 7 年以内　2.0%以内 7 年超 10 年以内　2.2%以内 10 年超　2.4%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内　1.5%以内 3 年超 5 年以内　1.6%以内 5 年超 7 年以内　1.8%以内 7 年超 10 年以内　2.0%以内 10 年超　2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。	
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1	
必要書類	(1) ご利用いただける方(1)の場合 ・ 原則として、4 ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類に加えて、会社である認定中小企業者に関して、【法人の方】で必要となる書類の一部（申込者が個人として他に事業を営んでいない場合には、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） ・ 都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定） (2) ご利用いただける方(2)の場合 ・ 原則として、4 ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類。（ただし、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） また、経営の承継を行う他の中小企業者に関して、【法人の方】及び【個人の方】で必要となる書類の一部 ・ 都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）	

事業承継（事業承継支援特例）

▶ 特例措置 ～「事業承継」の金利から 0.2%優遇

ご利用いただける方

「事業承継（融資対象１又は２（１））」をご利用いただける方で、次の条件を満たす方

（１）地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を１年以内に複数回受け、その証明を受けていること。

（２）公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を１年以内に複数回受け、その証明を受けていること。

必 要 書 類

「事業承継（融資対象１又は２（１））」の必要書類のほか、事業承継支援に関する証明書

事業承継（経営者保証特例）

▶ 特例措置 ～「事業承継（融資対象 1）」において、法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

「事業承継（融資対象 1）」をご利用いただける方で、直前の決算において一定の財務要件（注）を満たす方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円
融資期間	運転資金　7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金　10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	3 年以内　1.7%以内 3 年超 5 年以内　1.8%以内 5 年超 7 年以内　2.0%以内 7 年超　2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とします。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	「事業承継（融資対象 1）」の必要書類

（注）直前の決算において下表の①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の（ⅰ）から（ⅲ）に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていることが必要です。

		基準（ⅰ）	基準（ⅱ）	基準（ⅲ）
①	純資産額	5 千万円以上 3 億円未満	3 億円以上 5 億円未満	5 億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	ｲﾝﾀﾚｽﾄ･ｶﾊﾞﾚｯｼﾞ･ﾚｰｼｵ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0 倍以上

事業承継（M&A つなぎ特例）

▶ 特例措置 ～ 3 年以内の一括返済が可能

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、M&A により事業承継に取り組む方（注 1）

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金（注 2）		
融資限度額	2,500 万円		
融資期間	3 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
返済方法	原則として一括返済		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、M&A確認書		

（注 1）売却側で、廃業を前提としている場合は対象外

（注 2）売却側で、廃業に向けた事業清算に係る資金及び投機・転売を目的とした株式取得は対象外

特徴　外部の専門家等の支援を受けつつ、経営基盤を強化したい方に

経営支援（融資対象 1）

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関(※1)の支援を受けつつ、自ら事業計画(※2)の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方【経営力強化保証対応型（国の全国統一保証制度）】

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金　ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る。		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	運転資金　5 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金　7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） ただし、この融資の保証によって、都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は 10 年以内とします。		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・ 4 ページの申込書類の「1　共通書類」 ・ 国の「経営力強化保証制度要綱」に定める「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・ 事業計画書（申込人が策定したもの） ・ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）		

※1　中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）により、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行うものをいいます。

※2　次の（1）から（3）までの内容を全て満たすもの又は含むものをいいます。

（1）計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短の期間とし、原則として 5 事業年度を最長の期間とします。

（2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

（3）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

経営支援（融資対象 2）

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けている方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金　ただし、改善計画の実施に必要な資金に限る。		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・ 4 ページの申込書類の「1　共通書類」 ・「経営支援型」支援証明申請書の写し ・「経営支援型」に係る改善計画書の写し		

経営支援（融資対象 3）

ご利用いただける方

１ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、事業再生計画実施関連保証に定める要件（経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等）に該当する方【国の全国統一保証制度】

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金　ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。 （原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。）		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	15 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	**責任共有制度の対象となる場合**	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超 10 年以内	2.2%以内
		10 年超	2.4%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超 10 年以内	2.0%以内
		10 年超	2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・ 4 ページの申込書類の「1　共通書類」 ・ 国の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」に定める計画書の写し		

特徴　法的手続きを通じて事業再建を図る方に

企業再生（法的整理型）

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(3)までの全てに該当する方

(1) 次のいずれかに該当する方

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申し立てを行った方又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき会社更生手続の申し立てを行った方

イ 民事再生法第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方

(2) 民事再生計画又は会社更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない方

(3) 次のア及びイを満たす方

ア 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。

イ 償還が見込まれること。

融 資 条 件

資金使途	次に掲げる資金とする。 （１）原材料の購入のための費用 （２）商品の仕入れのための費用 （３）商品の生産に係る労務費及び経費 （４）設備の増強、改良、補修等のための費用 （５）販売費及び一般管理費 （６）借入金利息の弁済のための費用 （７）金銭債権の弁済のための費用
融資限度額	2 億円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	保証協会の指定する方法
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	4 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、下の(1)～(10)までの書類の写し。ただし、保証協会が、再生計画履行可能性が高いこと等により提出を不要と判断した書類については、この限りではありません。また、再生計画及び更生計画の認可決定前の申込みである場合は、（6）～（10）までの書類の写しの提出は不要です。 (1) 過去 1 年分の月次資金繰り実績表 (2) 今後 1 年分の月次資金繰り予定表 (3) 過去 3 年分の貸借対照表・損益計算書・事業報告書・株主資本等変動計算書等及び附属明細書並びに税務申告書 (4) 民事再生、会社更生の手続開始申立書及び申立書の添付書類一切 (5) 民事再生、会社更生の申請に係る監督委員又は管財人の意見書（調査委員の報告書がある場合はそれを含みます。） (6) 民事再生、会社更生の計画認可決定書及び事業計画書を含んだ認可決定の添付書類一切 (7) 計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） (8) 別除権についての返済計画書（別除権に対する返済を履行している場合は、返済履行報告書を含みます。） (9) 取引先からの支援を証する書類（取引証明書、契約書、納品書、発注書、依頼書、業務提携書等） (10) その他、保証協会が必要とする書類

特徴　法的手続きによらず、公的機関の支援を受けて事業再建を図る方に

企業再生（私的整理型）

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(9)までのいずれかに従って事業再生を行う方

(1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生に係る委員会が策定を支援した再生計画
(2) 東京都中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画
(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合又は機構が策定を支援した再生計画
(4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
(5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画
(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った再生計画
(7) 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画
(8) 私的整理ガイドラインに基づき策定された再生計画
(9) 経営サポート会議（中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するもの）による検討に基づき策定された再生計画

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	・ 2 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 再生計画書 ・ 情報提供等に関する同意書
	【ご利用いただける方の（2）の場合】 ・ 2 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 東京都中小企業再生支援協議会が作成した「再生計画調査報告書」の原本又は写し ・ 情報提供等に関する同意書

特徴 月々の返済負担を軽減したい方に

特別借換

ご利用いただける方

1 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（1）及び（2）を満たす方

（1）保証協会の保証付融資を利用していること。

（2）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

※　本制度で借り換える借入金の内容、今後の取組内容、経営実績、今後の見込等を記載した計画で、金融機関を経由して保証協会に提出していただくものです。

融 資 条 件

資金使途	運転資金 （原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。）
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
融資期間	10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 ヶ月以内）
融資形式	証書貸付
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	4 ページの申込書類の「1　共通書類」のほか、「特別借換」事業計画書。 なお、セーフティネット保証を利用する場合には、区市町村長の発行する認定書を要します。

都制度融資の相談窓口

○ 東京信用保証協会

本　店（千代田・中央・港・島しょ）	03（3272）3151	中央区八重洲 2-6-17（2 階）
池袋 支店（豊島・板橋・練馬）	03（3987）5445	豊島区東池袋 1-24-1 ﾆｯｾｲ池袋ﾋﾞﾙ 8 階
五反田 支店（品川・目黒）	03（5447）8250	品川区東五反田 2-10-2 東五反田ｽｸｴｱﾋﾞﾙ 4 階
錦糸町 支店（墨田・江東・江戸川）	03（5608）2011	墨田区錦糸 1-2-1 ｱﾙｶｾﾝﾄﾗﾙﾋﾞﾙ 4 階
新宿 支店（新宿・中野・杉並）	03（3344）2251	新宿区西新宿 6-3-1 新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞ・ｳｨﾝｸﾞﾋﾞﾙ 3 階
千住 支店（荒川・足立）	03（3888）7231	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ﾋﾞﾙ 2 階
上野 支店（文京・台東・北）	03（3847）3171	台東区元浅草 2-6-7 ﾏﾀｲﾋﾞﾙ 5 階
渋谷 支店（世田谷・渋谷）	03（5468）0135	渋谷区渋谷 3-28-13 渋谷新南口ﾋﾞﾙ 5 階
葛飾 支店（葛飾）	03（5680）0801	葛飾区青戸 7-2-5 城東地域中小企業振興ｾﾝﾀｰ 3 階
大田 支店（大田）	03（5710）3610	大田区南蒲田 1-20-20 城南地域中小企業振興ｾﾝﾀｰ 3 階
立川 支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042（525）6621	立川市曙町 2-37-7 ｺｱｼﾃｨ立川ﾋﾞﾙ 5 階
八王子 支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042（646）2511	八王子市明神町 3-20-6 八王子ﾌｧｰｽﾄｽｸｴｱﾋﾞﾙ 3 階

【創業に関するご相談】

上記の東京信用保証協会の本店保証部及び各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。
（創業アシストプラザ）

○ 東京都

産業労働局金融部金融課	03（5320）4877	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側
大島支庁産業課	04992（2）4431	大島町元町字オンダシ 222- 1
三宅支庁産業課	04994（2）1312	三宅村伊豆 642 番地
八丈支庁産業課	04996（2）1113	八丈町大賀郷 2466-2
小笠原支庁産業課	04998（2）2122	小笠原村父島字西町

○ (公財)東京都中小企業振興公社

総合支援課	03(3251)7881～2	千代田区神田佐久間町 1-9
城東支社	03（5680）4631	葛飾区青戸 7-2-5
城南支社	03（3733）6284	大田区南蒲田 1-20-20
多摩支社(産業ｻﾎﾟｰﾄｽｸｴｱ・TAMA)	042（500）3901	昭島市東町 3-6-1

○ 東京都中小企業団体中央会　03（3542）0386　中央区銀座 2-10-18 中小企業会館内

○ 商工会議所

東　　京	03（3283）7500	千代田区丸の内 2-5-1
八 王 子	042（623）6311	八王子市大横町 11-1
立　　川	042（527）2700	立川市曙町 2-38-5 ﾋﾞｼﾞﾈｽｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 12 階
武 蔵 野	0422（22）3631	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野市立武蔵野商工会館内 6F
青　　梅	0428（23）0111	青梅市上町 373-1
むさし府中	042（362）6421	府中市緑町 3-5-2
町　　田	042（722）5957	町田市原町田 3-3-22
多　　摩	042（375）1211	多摩市関戸 1-1-5

○ 商工会

三鷹	0422（49）3111	三鷹市下連雀 3-37-15
小金井市	042（381）8765	小金井市前原町 3-33-25
調布市	042（485）2214	調布市小島町 2-36-21
狛江市	03（3489）0178	狛江市東和泉 1-3-18
小平	042（344）2311	小平市小川町 2-1268-6
東村山市	042（394）0511	東村山市本町 2-6-5
西東京（田無）	042（461）4573	西東京市南町 5-6-18 ING ビル内
西東京（保谷）	042（424）3600	西東京市住吉町 6-1-5
東久留米市	042（471）7577	東久留米市幸町 3-4-12
清瀬	042（491）6648	清瀬市松山 2-6-23
国分寺市	042（323）1011	国分寺市本多 2-3-3
国立市	042（575）1000	国立市富士見台 3-16-4
東大和市	042（562）1131	東大和市中央 3-922-14
武蔵村山市	042（560）1327	武蔵村山市本町 2-5-1
昭島市	042（543）8186	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民ｾﾝﾀｰ内
日野市	042（581）3666	日野市多摩平 7-23-23
稲城市	042（377）1696	稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興ﾌﾟﾗｻﾞ 2 階
福生市	042（551）2927	福生市志茂 210 NTT 福生ビル 1 階
日の出町	042（597）0270	日の出町平井 3231-1
羽村市	042（555）6211	羽村市栄町 2-28-7
瑞穂町	042（557）3389	瑞穂町石畑 1973
あきる野（本所）	042（559）4511	あきる野市秋川 1-8 あきる野ﾙﾋﾟｱ 3 階
〃 （支所）	042（596）2511	あきる野市五日市 411
大島町	04992（2）3791	大島町元町 1-1-14
新島村	04992（5）1167	新島村本村 5-1-15
神津島村	04992（8）0232	神津島村 1761
三宅村	04994（2）1381	三宅村神着 894
八丈町	04996（2）2121	八丈町大賀郷 2551-2
小笠原村	04998（2）2666	小笠原村父島字東町
東京都商工会連合会	042（500）1140	昭島市東町 3 -6-1

平成 31 年（2019 年）度
東京都中小企業制度融資案内

印刷物規格表　第　1　類
印刷番号　（３０）７２

平成 31 年（2019 年）４月１日発行
編集・発行　東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿二丁目８番１号
電話番号 (03)5320-4877
FAX 番号 (03)5388-1464

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています